

令和元年度利用者負担額（保育料）月額表 ※令和元年10月分から

安 芸 市

階層	階層区分		保育料			
			3号認定		2号認定	
			3歳未満児 保育標準時間	3歳未満児 保育短時間	3歳以上児 保育標準時間	3歳以上児 保育短時間
A	生活保護法による被保護世帯		0	0	0	0
B 1	市町村民税非課税世帯		0	0	0	0
C 1	均等割のみ世帯		17,100	16,900	0	0
C 2	所得割 48,600 円未満		19,500	19,300	0	0
D 1	Aを除 き、前年 度分又は 当該年度 分の市町 村民税課 税額が次 の区分に 該当する 世帯	所得割 48,600 円以上 57,700 円未満	30,000	29,600	0	0
D 2		所得割 57,700 円以上 97,000 円未満	30,000	29,600	0	0
D 3		所得割 97,000 円以上 169,000 円未満	44,500	43,900	0	0
D 4		所得割 169,000 円以上 229,000 円未満	54,500	53,700	0	0
D 5		所得割 229,000 円以上 301,000 円未満	56,500	55,700		
D 6		所得割 301,000 円以上 397,000 円未満	60,500	59,600	0	0
D 7		所得割 397,000 円以上	62,000	61,000	0	0

上記各階層のうち母子（父子）・障がい児（者）世帯等

B 1 B	前年度分 又は当該 年度分の 市町村民 税課税額 が次の区 分に該当 する世帯	市町村民税非課税世帯	0	0	0	0
C 1 B		均等割のみ世帯	8,000	8,000	0	0
C 2 B		所得割 48,600円未満	9,000	9,000		
D 1 B		所得割 48,600 円以上 57,700 円未満	9,000	9,000	0	0
D 2 B		所得割 57,700 円以上 77,101 円未満				

◎この表は、令和元年10月から令和2年3月までの月額表です。0～2歳児の市町村民税非課税世帯と3～5歳児の全世帯の保育料が無償化となります。

◎上記所得階層区分は、4月分から8月分までは平成30年度の市町村民税、9月分から翌年3月分までは令和元年度の市町村民税により決定します。

◎保育料の算定には、配当控除、外国税額控除、住宅借入金等特別税額控除、市町村等に対する寄附金税額控除等の適用はありません。

◎児童の年齢が年度途中で3歳に達して2号認定に切り替わった場合でも、その年度中は3号認定の保育料となります。

◎保育所・幼稚園に関わらず、2人以上同時入所している場合、第2子は半額となり、3人以上同時入所している場合、第3子以降は無料になります。また、4月1日現在18歳未満の子を3人以上育てている場合、軽減申請をすれば、第3子以降の保育料が無料になります。

◎上記に関わらず、B1階層、C1B～D2B階層に該当する世帯の第2子以降は無料です。
C1～D1階層に該当する世帯は、年齢制限なく第2子は半額、第3子以降は無料です。